資料４

福島県国土利用計画(第五次)素案の概要②

基本理念 国土利用計画法第２条の基本理念　・公共の福祉の優先　・自然環境の保全　・地域の諸条件に配慮した土地利用

基本方針

基本方針 1

土地需要の量的調整

・無秩序な市街地拡大と拡散の抑制及び土地の高度利用・有効利用の促進
・森林や農用地の宅地などへの転換の慎重な対応

基本方針 2

土地利用の質的向上

(1) 災害に強い県土づくり
・災害に対する地域特性を踏まえた土地利用
・「防災」と「減災」の観点から、県土の安全性を総合的に高める

(2) 循環と共生を重視した土地利用
・環境負荷の低減や自然のシステムに配慮した土地利用の推進

(3) 美しくゆとりある土地利用
・ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保
・地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成

基本方針 3

地域の活力を支える土地利用

・各地域間の機能分担や連携・交流、定住など地域の活力の維持・向上を図るための土地利用の推進

基本方針 4

県土利用の総合的マネジメントの推進

・地域が主体となった土地利用に関する計画の充実
・地域における土地の維持管理に、県土利用の質的向上や周辺の地域との調整の視点も踏まえて、地域が主体となって取組む

計画を実現するために必要な措置の概要（方向性）

土地利用の転換の適正化

・低未利用地の有効利用と自然的土地利用の転換抑制が基本
・優良農用地や機能の高い森林の転換抑制
・大規模な土地利用転換や計画白地地域における転換への計画的かつ総合的な調整

土地の有効利用の促進

（農用地）
・担い手の確保・育成と担い手への利用集積
・公益的機能への配慮

（森林）
・公益的機能を重視した森林整備
・治山、保安林整備による機能の維持・強化
・林業の担い手育成、生活環境の向上など森林の維持管理のための諸条件の整備

（宅地）
・低未利用地の有効利用と多様な機能の集積
・既存住宅地の活用、まちなか居住の促進
・公用・公共用施設のまちなか立地への配慮
・既存工業団地の低未利用地の有効利用

（低未利用地）
・啓発、農業生産の条件整備、生産振興などによる耕作放棄地の解消と有効利用
・地域の実情に応じた耕作放棄地の森林等への利用転換
・都市における低未利用地の多様な利用

災害に強い県土づくり

（災害に対する安全性を高める土地利用）
・水系ごとの治水施設の整備
・大規模災害の影響を考慮した土地利用配置
・危険地域での土地利用抑制と情報周知

（農用地や森林の持つ機能の向上）
・治山、保安林整備による機能の維持・強化
・農林業の担い手育成、農山漁村の生活環境の向上など維持管理のための諸条件の整備

（災害に強いまちづくりの推進）
・災害時にも機能する広域ﾈｯﾄﾜｰｸの確保
・防災拠点やｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ、道路等の適正配置

環境の保全と美しくゆとりある県土利用

（環境への負荷の少ない土地利用）
・集約型都市構造の形成、ｸﾞﾘｰﾝ物流の推進
・森林の整備と保全、都市における緑地や水辺の整備

（適正な資源循環の確保）
・施設整備に関する事業者等への指導、助言

（豊かで多様な自然環境の保全）
・行為規制等によるすぐれた自然環境の保全
・農林業活動を通じた里山などの維持管理

（健全な水循環の確保）
・農用地や森林の適切な維持管理
・雨水の地下浸透の推進、環境用水の確保
・流域における緑地や自然環境の保全

（大規模な開発事業への対応）
・環境影響評価等の実施

（すぐれた景観の保全・形成）
・開発行為等への規制指導
・まちなみ景観や里山などの自然景観の保全に向けた取組み

地域整備施策の推進

（広域的な連携・交流の促進）
・高速交通ﾈｯﾄﾜｰｸ、物流ﾈｯﾄﾜｰｸ、情報通信基盤の整備

（特色ある地域づくりの促進）
・中心市街地における個性ある取組みの促進
・地域資源を活用した都市と農山漁村等との交流、定住・二地域居住の促進

土地に関する基本理念の普及啓発

・国土調査、地価調査
・地価、土地取引件数などの情報の整備

県土利用の総合的マネジメントの推進

（国土利用計画法等の適切な運用）
・土地利用関係法、条例、要綱の適切な運用
・土地利用に関する計画の充実
・市町村計画の策定促進と運用への支援

（参画と連携による県土管理の推進）
・県土の有効管理を担う主体の確保と育成
・森林づくり活動、緑化活動への参加
・地元農産品や地域材製品の購入